

0. D C S 社会保険処理概要

0-1. D C S 社会保険処理について

<目的>

- ・届書（『算定基礎届』『月額変更届』PDFファイル）、電子申請データの作成。
※70歳以上被用者の『算定基礎届』『月額変更届』についてはサービスを提供しておりません。
- ・新保険料の徴収月に新標準報酬月額へ自動変更（D C Sにて実施）。

<前提>

- ・社会保険処理対象月3か月間の給与計算本処理が終了していること。
- ・基本的には、社会保険処理対象月の3か月間の給与計算本処理結果から社会保険処理に必要なデータを取得し、社会保険処理仮処理を実施します。
そのため、お客様はその社会保険仮処理結果を確認（訂正）するだけで社会保険処理が可能です。

<お客様【必須】作業>

- ・社会保険処理対象月3か月目（給与本処理終了後）に、PROSRV（『給与計算』－『社会保険』）の操作として、対象月登録、社会保険処理仮処理結果の確認、社会保険処理の本処理指示（給与処理とは別に送信が必要）を実施してください。
（ただし処理対象者がいない場合は、D C Sにその旨連絡後、本処理指示は不要）

0-2. DCS 社会保険処理の種類

DCS の社会保険処理の種類は以下のとおりです。

処理毎に「PROSRV お客様サイト」より社会保険処理のお申し込みが必要です。

ただし、(3) 毎月随時改定処理（毎月月変処理）の場合、社会保険処理のお申し込みは初回のみとなります。

(1) 定時決定処理（算定処理）

4月・5月・6月の3か月間を処理対象月として行う処理です。

- ・ 社会保険に加入している全ての従業員が処理対象となります。
- ・ 毎年4・5・6月の3か月に受けた報酬の平均額で、その年1年（9月～翌年8月）の標準報酬月額を決定するための処理です。
- ・ 4月昇給（降給）等による固定的賃金の変動に伴う随時改定処理（月変処理）も含まれます。随時改定処理に該当する従業員は、「(2) 随時改定処理（月変処理）」が適用されます。
- ・ 『算定基礎届』（PDF ファイル）、電子申請データを作成します。
- ・ 保険料の改定は9月です。

（実際の徴収月は翌月徴収の場合10月、当月徴収の場合9月）

(2) 随時改定処理（月変処理）

随時、3か月間処理対象月として行う処理です。

- ・ 処理対象月1か月目に昇給（降給）等による固定的賃金の変動があった従業員が処理対象となります。
- ・ その中で従前報酬月額と2等級以上の差があった方の標準報酬月額を見直すための処理となります。
- ・ 『月額変更届』（PDF ファイル）、電子申請データを作成します。
- ・ 随時改定に該当した場合の保険料の改定は固定的賃金が昇給（降給）した月から4か月目です。

（実際の徴収月は翌月徴収の場合は、5か月目、当月徴収の場合4か月目）

例：5・6・7月の随時改定処理の場合の保険料の改定は8月となり、実際の徴収月は翌月徴収の場合9月、当月徴収の場合8月となります。

(3) 毎月随時改定処理（毎月月変処理）

(1) 定時決定処理と(2) 随時改定処理を毎月ご利用になる処理です。

- ・ 「PROSRV お客様サイト」より社会保険処理をお申し込みの際、「1. 今回の申込内容」で「毎月随時改定処理を行う（今後、随時改定のお申し込みは不要です。）」をご選択ください。

なお、PROSRV での初回処理時にお申し込みいただければ、翌年以降のお申し込みは不要です。

0-3. DCS 社会保険処理手順

DCSの社会保険処理に必要な<お客様作業時期><お客様作業>について

<お客様作業時期>

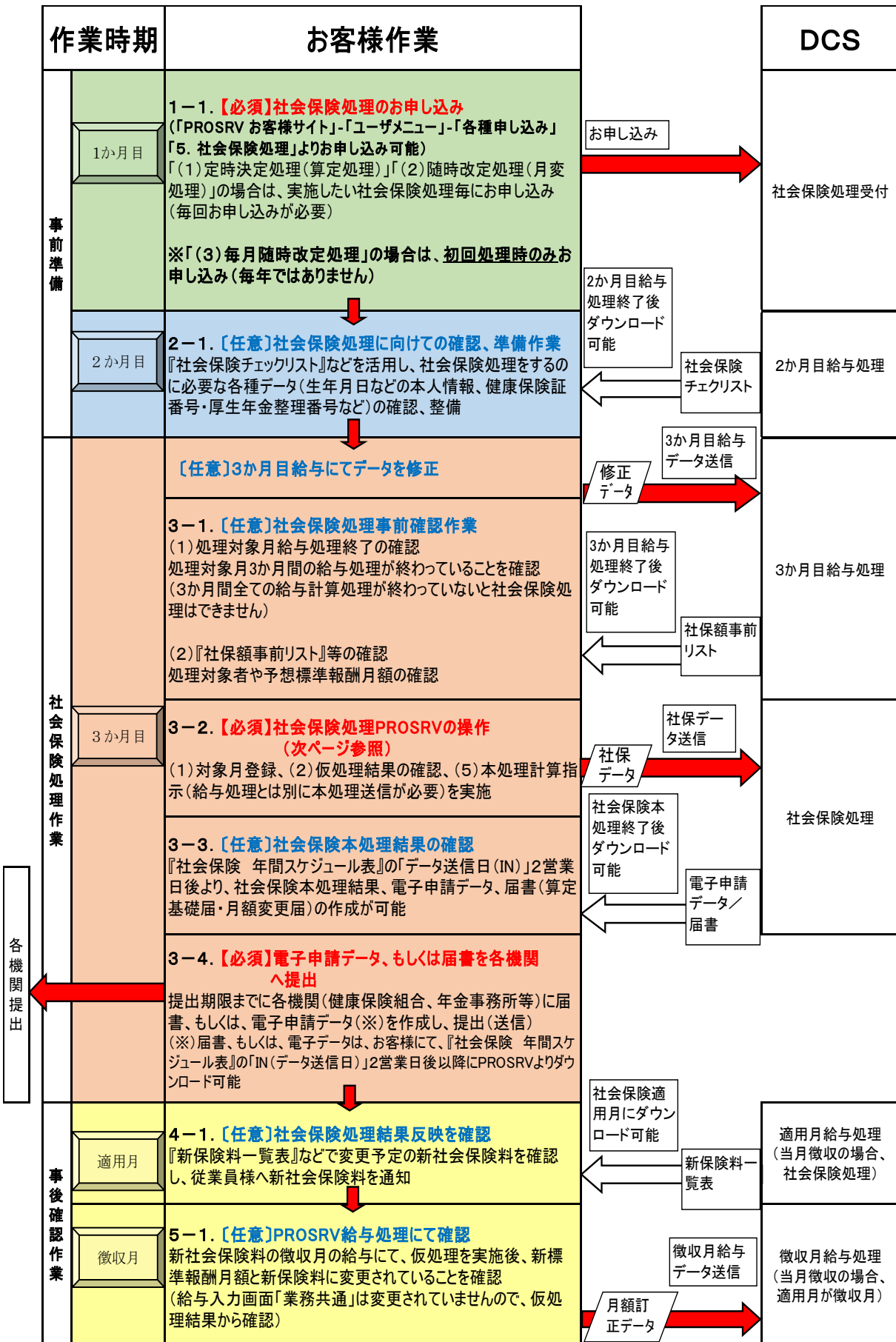
各社会保険処理対象月1か月目、2か月目、3か月目、適用月、徴収月は以下のとおり。

社会保険処理		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
(2) 随時改定処理	3	3月処理	1	2	3	適用	徴収												
		4月処理		1	2	3	適用	徴収											
		5月処理			1	2	3	適用	徴収										
(1) 定時決定処理 随時改定に該当した場合	3	6月処理				1	2	3			適用	徴収							
		6月処理				1	2	3	適用	徴収									
(2) 随時改定処理	毎月随時改定	7月処理					1	2	3	適用	徴収								
		8月処理						1	2	3	適用	徴収							
		9月処理								1	2	3	適用	徴収					
		10月処理									1	2	3	適用	徴収				
		11月処理										1	2	3	適用	徴収			
		12月処理											1	2	3	適用	徴収		
		1月処理												1	2	3	適用	徴収	
		2月処理													1	2	3	適用	徴収

- 1 . . . 対象月1か月目
 - 2 . . . 対象月2か月目
 - 3 . . . 対象月3か月目
 - 適用 . . . 新保険料適用月
 - 徴収 . . . 新保険料徴収月
- } 翌月徴収の場合
※当月徴収の場合、適用月が徴収月です

<お客様作業>

各社会保険処理対象月 1 か月目、 2 か月目、 3 か月目、 適用月、 徴収月に必要なお客様作業は以下の通りです。



3-2. 【必須】社会保険処理 PROSRV の操作

処理対象月3か月目給与本処理翌営業日より作業可能です。

(1) 対象月登録、(2) 仮処理結果の確認、(5) 本処理計算指示 (給与処理とは別に本処理送信が必要) を実施してください。

(1) 【必須】対象月登録

「20XX/XX (給与)」対象月3か月目の給与支給年月を登録

(2) 【必須】仮処理結果の確認

- ・ 仮処理結果の「社会保険仮処理結果確認事項」を確認
- ・ 仮処理結果をエクセルで一覧にして出力し確認 (『その他』 - 『外部出力』)
(2) - 2. データをエクセルに出力して一覧で確認 (『外部出力』)
< 仮処理確認用定義の作成方法 > 参照して定義を作成)

社会保険仮処理結果確認事項

★ステータス (処理結果区分)

☆1 改定後の月額 (決定後 (改定後) の標準報酬月額 (健保・厚年))

☆2 対象額等 (1~3か月目支払基礎日数・金銭による額、現物による額、合計額等)

(3) [任意] データの入力 (修正) / チェックリスト出力

(2) 仮処理結果の確認後データに修正、変更がある場合はデータ入力 (修正)

(4) [任意] 仮処理計算指示

仮処理を実施 ((3) データ入力 (修正) があつた場合)

(5) 【必須】本処理計算指示 / 本処理結果の確認

『社会保険年間スケジュール 20XX 年分』 (『PROSRV お客様サイト』 - 『各種ドキュメント』 - 『処理スケジュール (社会保険・私学共済・地方税)』よりダウンロード可能) の「IN (データ送信日)」の日に本処理計算指示を実施

※ 社会保険処理対象者がいない (電子申請データ / 届書作成対象者なし) 場合本処理計算指示の必要はないが、電話にて「社会保険処理対象者なし」の連絡をする。(給与チーム 03-3820-5612)

『給与計算』 - 『社会保険』